

(電子メール施行)
教体第1739号
令和3年1月7日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

首都圏1都3県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について

本日、首都圏1都3県（東京都と埼玉、千葉、神奈川の3県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

については、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、県立学校の教育活動を以下のとおりとしますので、対応願います。

記

1 教育活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、首都圏1都3県に緊急事態宣言が発出（令和3年1月8日～2月7日）されていることから、当該地域における活動（受験及び就職活動を除く）を行わないとともに、その他の県外においても、活動を自粛する。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

併せて、修学旅行については、全国的な移動自粛要請が延長されたことから、その実施の可否を慎重に検討する。なお、実施する場合においては感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動を控える児童生徒及びその保護者等に対して事前の体調管理を含め感染防止対策の徹底を呼びかける。 など

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
- (2) 令和3年1月8日～2月7日（緊急事態宣言が発出されている期間）については、県外（全ての都道府県）での大会（下記※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

<本件連絡先>

- 感染防止対策に関すること
体育保健課保健安全担当（078-362-3789）
- 修学旅行に関すること
高校教育課生徒指導班（078-362-3778）
- 運動部活動に関すること
体育保健課学校体育班（078-362-3787）
- 文化部活動に関すること
高校教育課生徒指導班（078-362-3778）
- 大学受験に関すること
高校教育課教育指導班（078-362-3898）

(電子メール施行)
教体第1739号
令和3年1月7日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

首都圏1都3県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について

本日、首都圏1都3県（東京都と埼玉、千葉、神奈川の3県）を対象に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うようお願いいたします。

関西・府県市民緊急行動宣言

緊急事態宣言が発出される首都圏同様に大都市部を抱える関西圏でも、これ以上感染拡大すると深刻な事態を招きかねません。緊急事態宣言発出に到らないよう、関西府県市民が一体となった一層の感染防止対策の徹底に取り組みましょう。

往来・外出自粛

- 緊急事態宣言が発出される首都圏(1都3県)への往来は控えましょう。
- 首都圏以外でも感染が拡大している地域への不要不急の外出は控えましょう。特にそれらの地域への飲食を目的とした往来は極力控えましょう。
- 成人式など行事の前後は、会食を控えるなど、行動に注意しましょう。

ウイルスを持ち込まない

- 医療機関、社会福祉施設、家庭、職場にウイルスを持ち込まないよう、感染防止策の基本を徹底するとともに、飲食店等リスクが高い施設への出入りや飲み会など行動に注意しましょう。
- 日頃から検温を行うなど体調管理に努め、発熱など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐに医師に電話し診断を受けましょう。

テレワーク等の推進

- 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進しましょう。

